

会 議 録

会 議 の 名 称	小金井市環境審議会（平成20年度第2回）
事 務 局	環境部環境政策課環境係
開 催 日 時	平成20年7月17日(木) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	本庁舎第一会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	○ 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0名
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶 4 委員自己紹介 5 事務局紹介 6 会長互選 7 副会長互選 8 小金井市の環境政策の現状について（資料1～資料7） 9 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市施設等の温室効果ガス排出量について（資料8） (2) 小金井市環境保全実施計画について（資料9） (3) 小金井市環境マネジメントシステムについて（口頭説明） (4) その他 10 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 前回は議録の確認について（資料10） 11 次回審議会の日程について 12 その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 （主な発言要旨等）	別紙のとおり
提 出 資 料	資料は、情報公開コーナー、図書館、議会図書室にある議事録に添付してあります。
そ の 他	

平成20年度第2回 小金井市環境審議会 議 事 録

日 時： 平成20年7月17日（木）10:00～12:00

会 場： 本庁舎第一会議室

■ 出席者

(委 員)	原 剛	会長	矢間 秀次郎	副会長
	瀧本 広子	委員	山田 昌弘	委員
	田辺 恵	委員	中川 清栄	委員
	當麻 美智子	委員	海老原 千鶴子	委員
	南 道子	委員	鈴木 薫	委員
(欠席者)	なし			
(市長)	稲葉 孝彦 市長			
(事務局)	環境部 深澤部長		環境政策課 石原課長	
	環境係 鉄谷係長		環境係 立川主任	
	環境係 吉崎副主査		環境係 荻原主事	
	環境係 板本			
(傍聴者)	なし			

■ 審議会次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長互選
- 7 副会長互選
- 8 小金井市の環境政策の現状について（資料1～資料7）
- 9 議題
 - (1) 市施設等の温室効果ガス排出量について（資料8）
 - (2) 小金井市環境保全実施計画について（資料9）
 - (3) 小金井市環境マネジメントシステムについて（口頭説明）
 - (4) その他
- 10 報告事項
 - 前回会議録の確認について（資料10）
- 11 次回審議会の日程について
- 12 その他

■ 審議経過（議事録）

1 開会

石原課長：ただ今より、平成20年度第2回の小金井市環境審議会を開催いたします。
委嘱状交付式から会長が選任されるまでの間、司会進行を務めます環境政策課長の石原です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、小金井市環境審議会委員が改選されて、初めての審議会となりますので、退任された委員の方の報告と、新任の委員の方の紹介を簡単にさせていただきます。

退任委員6名の報告と新任委員6名の紹介を行った。

なお、小金井市環境基本条例施行規則第3条第2項の規定により、半数以上の出席があることで、小金井市環境審議会が成立していることをご報告させていただきます。

では、お手元にあります次第にしたがいまして進行させていただきます。

2 委嘱状交付

石原課長：それでは、小金井市環境審議会委員の委嘱状の交付を行います。
市長より新任委員10名に、委嘱状の交付を行った。

3 市長挨拶

石原課長：次に、稲葉孝彦小金井市長からご挨拶をさせていただきます。

稲葉市長：皆さんこんにちは。市長の稲葉でございます。

ただ今、皆様には、小金井市環境審議会委員の委嘱状を交付させていただきました。委員をお受けいただきありがとうございます。

今回は第3期小金井市環境審議会ということになります。市では、平成15年7月1日に小金井市環境基本条例を施行いたしました。環境基本法第44条の規定に基づく附属機関として、本条例第26条に規定されている小金井市環境審議会は、市の環境保全等に関する重要事項を調査、審議するために設置する機関でありまして、本市の環境行政を推進していく上で、大変重要な役割を担っているところであります。

申し上げるまでもなく、小金井市は非常に自然環境に恵まれた地域にあります。さらに市民の方々の意識も、環境問題に対して高いものがあり、各市民団体も活発な運動をいただいております。

こうした状況をふまえて、小金井市環境審議会委員の皆様には、小金井市の環境を守っていくため、保全していくため、また環境を整備していくために忌憚の無いご意見をいただきたいと考えています。

非常にお忙しい方々に委員をお受けいただいたわけですが、小金井市の貴重な財産である環境を守っていくために、お力添え願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

石原課長：ありがとうございました。

4 委員自己紹介

石原課長： それでは、本日第3期目の最初の審議会となりますので、委員の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

委員10名が順に自己紹介をした。

ありがとうございました。

5 事務局紹介

石原課長： ひき続きまして、事務局職員の紹介をいたします。事務局は環境政策課が担当です。

順に事務局職員を紹介した。

6 会長互選

石原課長： 次に会長の互選に移りたいと思いますが、初めての委員の方もいらっしゃるのでは、小金井市環境審議会の役割について、簡単に事務局のほうから説明させていただきたいと思います。

資料1の小金井市環境基本条例第6章第26条環境審議会に基づき説明を行った。

それでは、会長の選出ですが、環境基本条例施行規則の第2条第2項で、小金井市環境審議会委員の互選によるものと定められています。互選の方法について、何かご意見はありますか。

矢間委員： はい、よろしいですか。

私も委員として3期目になりますが、1期、2期と色々な問題を抱えながらも優れたリーダーシップを発揮されて、小金井市環境審議会を円滑に推進していただきました原委員に、できたら今期も会長をお願いできればと思ひまして、推薦させていただきます。

石原課長： はい、ありがとうございます。

鈴木委員： 私も推薦いたします。

石原課長： いかがでしょうか。原委員には2期目まで会長をおつとめいただいたところですが、3期目もお引き受けいただければお願いしたいと思います。皆様ご異議はありますでしょうか。

全委員： 異議なし。

石原課長： ありがとうございます。それでは、原委員をお願いしたいと思います。

原委員： はい。皆様のご意向ということで、喜んで引き受けたいと思います。

石原課長： よろしくお願ひいたします。

それでは、これより先は原会長に進行をお願いしたいと思います。

原会長： はい。では、第3期の小金井市環境審議会ということですが、私は小金井の水の問題などにはずっと関心をもっていて、個人的にもとても親近感があります。小金井は水も豊かで歴史も古く、自然環境にも恵まれています。皆さんもぜひこのような小金井でご活躍いただきたいと思います。

7 副会長互選

原 会 長： それでは、副会長の互選ということで、さきほどと同じ手続きで進めたいと思いますが、指名推薦ということでよろしいでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

原 会 長： はい。では、どなたか自薦、または他薦はありますか。

山 田 委 員： 私は、やはり1期2期と名サポート役として副会長をつとめられました、矢間委員に今期も副会長になっていただければいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

原 会 長： はい。他にはありませんか。

鈴木委員： 私からも、矢間委員にお願いしたいと思います。

原 会 長： はいわかりました。他の委員の方はいかがですか。

他になければ矢間委員にお願いしたいと思います。

矢 間 委 員： はい、わかりました。微力ですが、よろしくお願ひします。

原 会 長： では、一言ご挨拶をいただけますか。

矢 間 副会長： 私は、小金井に40年おまして、推移をずっと見てきた立場です。しかし、事業者の方やそのほかの方などは、又違う側面から見てこられていると思います。色々な立場で、まだまだ小金井の知らないところがあると思うので、私もそのような気持ちで接していきたいと思っています。ですから、原会長を中心に、何でも忌憚無く物が言える雰囲気を作って、率直な意見交換ができるようにしたいと思います。

学識経験者の先生方もいらっしゃいますので、専門を大切にしながらも、専門外の脇についても十二分に關心を持たないと、小金井の環境を良くする方向に、押していけないという感じがしています。そういう意味で、素人だからということで臆することなく、ぜひ生活者の視点、立場から強い発言をいただければという気持ちでサポートしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

原 会 長： ありがとうございます。

つい最近、洞爺湖サミットがありましたが、テレビや新聞を見ていて、たぶん、何だか良くわからなかったという印象をお持ちになったかと思います。私は、1972年のストックホルム会議からずっと国際会議にかかわって来まして、いつも思いますが、あそこで外交界の政府代表が何を論議しようと、それを実行していくのは地域社会であるということで、地域社会というのは、やはり我々自身、そこに住んでいる住民と、そこで事業、企業活動をしている方と、それと地域の行政であります。この三つがしっかりしない限り、どこで何を論議しようと空中世論に等しいわけで、仏様だけはやたらにできてくるのに、魂が全然入らないというのは、やはり地域における我々自身のあり方に問題があるのではないかと思うのです。あくまでも地域から魂を入れていかないと、今後社会は何も変わらないと思いますので、ぜひしっかりと、地域で我々自身があごをひいて、自分の足元から物事を考えていくようにしたいと思います。よろしくお願ひします。

8 小金井市の環境政策の現状について

原 会 長： それでは、次の議題に入ります。

事務局のほうから説明をお願いします。

石 原 課 長： 資料2、資料3、資料4について説明を行った。(説明内容省略)

原 会 長： ここまでで、質問等はございますか。

環境基本条例については、全国のどの自治体も策定しているものです。確か1993年に、政府が環境基本法という法律を作りまして、参加・共生・循環という三つの柱で、日本の社会を世直ししていくということを宣言しました。その環境基本法を、環境基本計画という形で政府が具体化しまして、それを各自治体が議会の決議を経て、全国で一斉に作りました。いわば、地域の独自性を入れて、その三つの目標に向かってどのように社会を改めていくかというのを決めたのが、環境基本条例でありますので、非常に重要な意味をもっているものです。

そのような性質を持っているものだということで、何かご質問はありますか。いきなり唐突かとも思いますが、いかがですか。

田 辺 委 員： 内容の質問ということではないのですが、この資料を昨日、市の職員の方が持ってきてくださり、ご苦勞なことだと思ったのですが、これだけの内容のものを今日の会議のために昨日持ってこられて、私もせっかく参加させていただくので、内容をばらっとは目を通させていただきましたが、この場で質問と言われても、質問をするほど読み込むことは不可能だったのですね。

やはり、市民としても、何もわからないながらもこのような場に参加させていただくからには、何かを少しでも吸収して帰りたいし、もし還元できることがあるならば、そのように参加したいと思って応募させていただきましたし、今日も参加させていただきました。今後もこういうことがありましたら、ぜひ、少し学ぶ時間がほしいなと思います。

石 原 課 長： はい。そのことについては、大変申し訳なく思います。この場をお借りしてお詫び申し上げます。

本来であれば、一週間程度前にはお配りさせていただきまして、十分お目通しいただいてから参加していただくような形をとりたいと考えています。

配るタイミングですが、一番時間がかかるのが、前回の会議録のテープ起こしというものに非常に時間がかかりまして、出来たところで配り始めるというのが現状になってしましまして、皆さんには資料をお目通しいただく時間がなく、大変申し訳ないと思っています。

今回は、前回の会議からあまり時間的な余裕がなくて、このような形になってしまいましたが、今後は、皆さんに十分お目通しいただけるように、資料を配布させていただきます。

原 会 長： 田辺委員、いかがですか。

田 辺 委 員： はい、議事録は、後から郵送するなりなんなり方法があったかなと、今のお話を聞いて思いました。やはり、やろうという気持ちが大事かなと思いますので。

最初から苦情のようになってしまってますみません。

これからよろしく願いいたします。

原 会 長： はい。

事務局のほうはどうですか。

石 原 課 長： はい。ごもっともです。

深 澤 部 長： 環境部長の深澤です。どうぞよろしく願いいたします。

ただ今、ご指摘いただきましたものにつきましては、十分対応させていただきたいと思っておりますし、資料については、遅くとも一週間前には配布いたしまして、ご覧いただく時間をとっていきたくと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

会議録につきましては、小金井市の市民参加条例により、このような審議会についてはすべて公開の場で行うこととなっておりまして、今日は傍聴者がいらっしゃいませんが、事前に市報のほうに各種の会議の開催予定が掲載されまして、それに対して傍聴できますという形をとっています。ですから、会議録についても、すべて公開という形になっておりますので、皆さんの発言についても、会議録として、公開しているという形です。

公開するにあたっては、次回の環境審議会で前回の会議録を確認していただいたうえで、公開ということになりますので、ご承知をしておいていただきたいと思います。

会議録や資料は、すべて市の情報公開コーナーや議会図書室、図書館に全部配置するようになっておりますし、インターネットの小金井市のホームページからも会議録が見られるようになっております。ですから、この会議自体は公開で、市民の皆さんがいつでも見られるような状況をつくっておりますので、ご承知をしておいていただきたいと思います。

それから、小金井市環境審議会についてですが、ここで5年目になりますが、平成15年に小金井市環境基本条例を制定し、この条例を推進するために、小金井市環境基本計画という形で、条例で謳っているものを具体的に進めていくにあたって、この計画の中でどのような施策をやるのかというような仕組みづくりをしています。そして、その行った施策を環境報告書という形で報告して、一連の流れを一年間のサイクルのなかでつくっている形をとっています。ですから、そういった中で、まだこれからいくつもの環境に関する計画をつくっていかなくてはいけないところなので、この小金井市環境審議会では、色々なご意見をいただくようになると思います。色々な部分を、色々なところで見ていただくようになりますので、それについては、早めに皆さんに見ていただくようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

実際、これから小金井市の環境保全にあたっての、色々な事業を進めていくわけですが、それにあたっては、小金井市環境審議会、また小金井市環境市民会議という市民団体と環境政策課が連携して事業を進めていまして、そちらのほうの、事業の進捗状況なども適時報告をしていきたいと思っております。

原 会 長： 環境審議会と環境市民会議の性格の違いというのは、どう理解すればいいのでしたか。

深澤部長：環境審議会は、市の条例に基づいて設置をしている審議会ですので、市長の
付属機関として位置づけられているものです。

環境市民会議というのは、環境基本計画に大きく位置づけられているところで、
このように環境基本条例、環境基本計画の中で、市民団体が大きく位置づけ
られている市というのは数少ない状況ですので、小金井は先進的であるとい
えます。

環境市民会議自体は、環境基本条例で、設置することができるようになっていて、
環境基本計画をつくっていくなかで、市民の団体に設置されたということです。
環境市民会議については、市のほうでは支援をしていくという形で、市では出
来ないものについて、環境市民会議の皆さんが市を補完していただいている形
です。これからも小金井の環境を保全していくためには、連携が必要だと思っ
ています。

原会長：そうですね。こちらの審議会のほうは法律に基づくものなのですね。

それから、前にも質問したかもしれませんが、小金井市環境基本条例の第2
6条第3条で、「審議会は、環境の保全等に関する重要な事項について、市長に
意見を述べるができる。」とありますが、これは諮問でなくても、独自に自
主的に意見を述べるというように理解してよろしいのですね。

深澤部長：はい。

原会長：他には何かございますか。

無いようでしたら、続けてお願いします。

石原課長：資料5について説明を行った。(説明内容省略)

原会長：いきなり、色々とわかりにくいと思いますが、これに関しては、どうして一
番問題の企業でなく小金井市が、と疑問を持つと思います。

本来、この法律の原案は、しかるべき事をやって効果があったかどうかを報
告せよというものでした。それが、ご承知のとおり日本はやはり企業優先社会
ですから、企業には義務を課さないで自主規制ということにしました。それで、
企業は自主的に業界単位で目標を決めて削減をするということで、法律上、義
務付けられたのは、自治体に限られてしまったのです。それで、小金井市もこ
のような、地球温暖化対策実行計画をつくって、公表しているということなの
です。

本来は、企業と一緒にやらなければいけなかったのですが、自主規制という
ことになって、それで今、効果がないから環境税をかけて強制的にやるべきだ
という意見がかなり強くなってきています。

そういう状況なので、これは、小金井市地球温暖化対策実行計画(市役所版)
となっているのですね。

なかなか理解しにくい点があると思いますが、これについてはどうですか。

確かに、自治体というのは、その地域で一番大きな事業者であることには、
間違いのないと思いますから、そういう意味では責任が重いですね。

この計画の中身としては、温室効果ガスの排出を減らすというところに焦点
がきていますが、吸収という点で、たとえば農地や森林によるCO₂の吸収で

すとか、小金井は崖線があって緑が豊かですが、そういう公有地といいますか、公的な政策によって CO2 を吸収するという、そちらについての政策はどこかにあるのですか。

深澤部長： 今、会長のお話にあったように、この小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）というのは、市役所が市内では最大の事業所であるということで作っています。今後は小金井市全体のものとして、（地域版）というものを作っていくと考えています。それについては、今、東京都の中で三多摩と区部が連携をして、資料作りをしているところです。目標値を設定するために、今、どれだけの温室効果ガスが排出されているのか、また、それをどれくらい減らしていくのかなどを調べなければなりません。そういった数値を出すための算定基準作りをしています。

たとえば、電気やガスの使用に関しては、小金井市内の、使ったところで CO2 が出るわけではなく、発電の段階で発電所から出されているということや、車の使用に関しても、市内の通過交通に対して測るのか、所有台数に対して測るのかなど、一定の基準がないと各区市町村がばらばらではいけないので、そういったところの調整をしている段階です。そのような基準ができた段階で、小金井市も（地域版）というものを作っていくと思っています。作るにあたっては、また、この審議会をはじめ、各方面からご意見を伺いながら策定していきたいと考えています。

また、先ほどの CO2 の吸収ということに関しましては、小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）の中では、緑の確保という形で入れています。（地域版）を作るなかでは、今ある緑をいかに保全していくかという部分を明記していくようになると思います。

原会長： 今のご説明に関して、いかがでしょうか。

瀧本委員： はい、よくわかりました。

田辺委員： ひとつお聞きしたいのですが、この中には、エネルギーを使用することによる CO2 の発生を抑えることのほかに、廃棄物の発生を抑えるという項目がありますが、排出量の計算のところにはそういう項目が見当たらないように思うのですが、それは、その部分を含んでの 6% マイナスと考えてよろしいのでしょうか。

石原課長： こちらは、（市役所版）ということですので、市の施設から排出される温室効果ガスの削減が目標になっていまして、ごみの処理については、二枚橋衛生組合という、市とは別の地方公共団体が処理していますので、（市役所版）のなかではカウントされていないので、数値としては出てきていません。

田辺委員： はい。

深澤部長： 今の田辺委員のお話は、市役所庁舎から出るごみに対しての CO2 排出ということですか。

田辺委員： それも、この 6.3% 中の目標に入っているのかということです。

深澤部長： この小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）の考え方としては、たとえば、紙の使用を抑えることによって CO2 の排出量が減るという位置付けに

なっています。ですから、ごみを出さないということはもちろんその中に含まれていますが、項目ごとに減らすという前提になっていますので、たとえば、コピーの使用枚数を減らすとか、両面コピーにして資源を削減することとしています。

数字的には、電気やガスの使用量、ガソリンの使用量などの、使用量に対して、一定の排出係数をかけてだしてありますので、今言われたようなところは、6.3%には入っていないということです。

田 辺 委 員： はい、わかりました。

原 会 長： この廃棄物の発生量を削減するという項目に4Rとありますが、だいたい3Rでとまっているようですが、リフューズというのはできますか。

深 澤 部 長： 3Rという形で小金井市自体も推進していますが、小金井市としては、大きくごみを減らしていくというなかで4Rに向けて頑張っていきたいという目標があります。

原 会 長： そうですか。わかりました。

それでは、次の説明をお願いします。

石 原 課 長： 資料6について説明を行った。(説明内容省略)

原 会 長： こちらについてはいかがでしょうか。

マンション建設のトラブルなどはないのですか。水脈を切るなどの問題などはどうですか。

石 原 課 長： そういった、水脈の関係では、小金井市地下水保全会議のほうで審議していただいています。開発の届出時に、業者の方が事前に調査したボーリング調査データなどを提出していただきまして、それに基づいて意見をいただき、こういった配慮が必要ではないかというところについては、事業者のほうに伝えるようにしています。

原 会 長： そうですか。そういった点ではうまくいっているのでしょうか。

矢 間 副会長： そうですね、いまのところは。

どちらかといいますと、景気浮揚のための規制緩和で、この10年でマンションが増えました。開発先行型の都市計画改正がなされたということで、それに対してトラブルが起これば、地下水の問題だけでなく、インフラの整備とどのような営業者負担の形にもっていけるか、小金井の場合はとりわけ、中央線の高架化ということで、駅前で再開発がされていますが、それとの整合性が問題になっていくと思うのですが、そのときに、この小金井市環境配慮指針が生きてくるのではないかと思います。

鈴 木 委 員： 規制緩和の関係で、地下室マンションといわれるマンションができるようになって、逆に今度は自治体が独自で、景観の観点で規制をかけたりしていますね。地下水の関係もあると思いますが。

原 会 長： 規制緩和というのは、以前からずっと続いています。基本的には環境というものは公共財ですから、規制を緩和すると必ず食べ物にされるのです。それが、繰り返しあちこちで動き始めて、トラブルを起こしているといっていると思います。ですから、規制緩和を安易に考えていると、環境面では大きな失

敗をする可能性が大だと言えると思います。

次の説明をお願いします。

石原課長：資料7について説明を行った。(説明内容省略)

原会長：何かございますか。なければ次にうつりたいと思います。

9 議題

- (1) 市施設等の温室効果ガスの排出量について
- (2) 小金井市環境保全実施計画について
- (3) 小金井市環境マネジメントシステムについて
- (4) その他

原会長：それでは、時間の関係もございますので、通してご説明をお願いします。

石原課長：資料8、資料9について説明を行った。(説明内容省略)

原会長：今のところまでで、何かご質問などありますか。
ないようでしたら、進めてまいります。

10 報告事項

前回の会議録の確認について

原会長：これについての説明をおねがいします。

石原課長：今回のものにつきましては、第2期の最終回の会議録になりますので、皆様には、お目通しいただければと思います。

11 次回審議会の日程について

原会長：それでは、先に次回の日程についてお願いします。

石原課長：次回の日程ということですが、環境審議会については、議会月を除いて、年4回を予定しています。次回は10月から11月にかけての日程でお願いしたいと思います。

原会長：また、後日に日程調整のお知らせが届きますので、皆様のご都合の合う日に合わせて開催されるということになりますね。

石原課長：はい。よろしくをお願いします。

12 その他

原会長：新任の各委員に初回審議会の印象等を聞いた。

海老原委員：このような色々な情報を、どのように市民の方に知らせるのでしょうか。

石原課長：有力な媒体としては、市報であると考えます。その時々で情報を載せていきたいと思います。

中川委員：説明がわかりやすかったので、方向性が少しわかりました。

瀧本委員：環境のことだから、環境政策課が中心になって広くやっているのかと思いましたが、他の課もうまく関係しているので、連携が大切なのではないかと思います。他課との関係作りにご苦労なさっているのではないかと思います。

深澤部長：課長職で構成される推進会議を行っていますので、そちらで連携をとっているところです。

南委員：環境に関する予算はどれくらいなのか。

深澤部長：実行していく中での予算としては、各課での計上になります。環境政策課としては、このような仕組みづくりの分野になりますので、予算としてはほとんどないという感じです。

南委員：ここで施策が決まったとしても、各課で予算がないということで却下されることもあるのですか。

深澤部長：市の方向性として、環境に配慮して事業を進めていくということなので、こちらで提案したものに対しては、予算をつけていくような方向になってきています。市長自ら、公共施設等の事業に対しては、可能な限り太陽光発電をつけていこうという意見であります。ですから、計画に基づいて行っていくものには、予算をつけていくという方向です。

原会長：はい、ありがとうございました。

では、他に何もなければ本日はこれで閉会します。